

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公表番号】特表2019-531818(P2019-531818A)

【公表日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-045

【出願番号】特願2019-520092(P2019-520092)

【国際特許分類】

A 6 1 C 8/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 8/02

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月30日(2020.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下で構成される組織再生を必要とする患者の治療のための装置：

直径30ミクロン以上の孔がいくつかあいた多孔領域を有するシートを有し、

前記シートには、前記多孔領域の右側に第1領域があり、前記シートの右端から前記多孔領域と前記第1領域の間にある第1折り目まで伸び、

前記シートには、前記多孔領域の左側に第2領域があり、その前記シートの左端から前記多孔領域と前記第2領域の間にある第2折り目まで伸び、

前記第1領域には孔がないか孔がある場合でも最大のもので直径30ミクロン未満であり、

、

前記多孔領域を覆うように前記第1領域が前記多孔領域にかぶさり、

前記第1領域を覆うように前記第2領域が前記第1領域にかぶさり、前記シート左端が前記第1折り目に隣接するものである。

【請求項2】

前記第1および第2領域が一体となり軟部組織遮断領域を形成し、平行な2層が少なくとも前記多孔領域の過半を覆い、

前記軟部組織遮断領域には孔がないか孔がある場合でも最大のもので直径30ミクロン未満である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記孔の直径が800～2500ミクロンである、請求項1～2のいずれかに記載の装置。

【請求項4】

前記孔の占める割合が前記多孔領域の70%を超える、請求項1～3のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

前記軟部組織遮断領域の孔が最大のもので直径10ミクロン未満である、請求項2～4のいずれかに記載の装置。

【請求項6】

前記シートの少なくとも一部分が心膜である、請求項1～5のいずれかに記載の装置。

【請求項7】

前記第1領域が前記第2領域と連結する、請求項1～6のいずれかに記載の装置。

【請求項8】

前記第1領域が前記第2領域と非連続的に連結し、前記第1と第2領域の連結部分の間に前記第1と第2領域の非連結部分を有する、請求項1～7のいずれかに記載の装置。

【請求項9】

前記第1領域にスロット、前記第2領域に連結部があり、前記第2領域の前記連結部の一部の幅が前記第1領域にある前記スロットの長さよりも大きいものであり、

前記第2領域にある前記連結部の前記一部が前記第1領域の前記スロットに挿入されたものである、請求項1～8のいずれかに記載の装置。

【請求項10】

前記第2領域にスロット、前記第1領域に連結部があり、前記第1領域の前記連結部の一部の幅が前記第2領域にある前記スロットの長さよりも大きいものであり、

前記第1領域にある前記連結部の前記一部が前記第2領域の前記スロットに挿入されたものである、請求項1～9のいずれかに記載の装置。

【請求項11】

前記第1領域と前記第2領域の間に前記多孔領域の第1境界、前記第1領域と前記第2領域の間に前記多孔領域の第2境界があり、

前記多孔領域の前記第1および第2境界は前記多孔領域の向かい合って位置する境界にあり、

前記第1境界は前記軟部組織遮断領域と連結し、前記多孔領域の前記第2境界に隣接する詰め物用の隙間を有した袋を形成する、請求項1～10のいずれかに記載の装置。

【請求項12】

境界閉鎖拡張部が前記多孔領域から前記第1および第2折り目を境界とする前記シート面を超して伸び、

前記第1領域および前記第2領域の間に前記境界閉鎖拡張部が配置され、袋を形成するものである、請求項1～11のいずれかに記載の装置。

【請求項13】

前記多孔領域の境界が前記軟部組織遮断領域と連結し袋を形成し、前記袋の中に骨補強材がある、請求項1～12のいずれかに記載の装置。